

道路占用料 及び 法定外公共物 一覧表

占用物件		単位	現行	改定案	増減	備考		
			占用料(円)					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	740	850	110	電線3条以下		
	第2種電柱		1,100	1,300	200	電線4から5条		
	第3種電柱		1,500	1,700	200	電線6条以上		
	第1種電話柱		660	760	100	電線3条以下		
	第2種電話柱		1,000	1,200	200	電線4から5条		
	第3種電話柱		1,400	1,600	200	電線6条以上		
	その他の柱類		66	76	10	支線柱、街灯(アーチ型を除く) 有線放送柱など		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	6	7	1	電線、電話線、有線テレビ線など		
	地下に設ける電線その他の線類		3	4	1			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	650	740	90	トランス、高圧キャビネットなど		
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	390	450	60			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300	1,500	200	変圧塔、公衆電話所など		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		550	630	80			
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,800	1,700	△ 100	交通安全塔など		
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,300	1,500	200	バス待合所、ベンチなど			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	34	38	4	電気・ガス・電話などの地下管路など		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		49	54	5			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		74	81	7			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		99	100	1			
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		140	160	20			
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		190	210	20			
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		340	380	40			
	外径が0.7m以上1m未満のもの		490	540	50			
	外径が1m以上のもの		990	1,000	10			
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	3	4	1	電磁誘導線
		その他のもの	13	15	2			
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,000	1,200	200	位置情報表示施設	
		上空に設けるもの	660	760	100	センサー類など		
		地下に設けるもの	390	450	60	磁気マーカー		
その他のもの	1,300	1,500	200	鉄道・軌道など				
法第32条第1項第4号に掲げる施設			1,300	1,500	200	日よけ、雪よけなど		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	$A \times 0.005$	$A \times 0.004$	△ 0.001	地下街、地下室など	
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	$A \times 0.006$	△ 0.002		
		階数が3以上のもの		$A \times 0.010$	$A \times 0.007$	△ 0.003		
	上空に設ける通路	900		860	△ 40	横断歩道橋など		
	地下に設ける通路	540		510	△ 30	地下通路		
その他のもの	1,300	1,500	200	地下駐車場、浄化槽など				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	18	17	△ 1	露店、商品置場など		
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	180	170	△ 10	自動販売機、コインロッカーなど		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	180	170	△ 10	電(話)柱突出し看板、電(話)柱巻き付け看板など	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1月	1,800	1,700	△ 100		
	標識	1本につき1年	1,000	1,200	200	バス停標識、案内標識など		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	17	△ 1	旗ざお、のぼりなど	
		その他のもの	1本につき1月	180	170	△ 10		
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	18	17	△ 1	幕	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	180	170	△ 10		
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	1,700	△ 100	アーチ		
	その他のもの		900	860	△ 40			
令第7条第2号 太陽光発電設備、風力発電設備		占用面積1㎡につき1年	1,300	1,500	200	太陽光発電設備、風力発電設備		
令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1㎡につき1月	180	170	△ 10	工施用板囲、足場など		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130	150	20	特定の仮設建築物、仮設店舗など		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	$A \times 0.016$	$A \times 0.012$	△ 0.004	食事施設、購買施設など	
	上空に設けるもの			$A \times 0.023$	$A \times 0.017$	△ 0.006		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		$A \times 0.005$	$A \times 0.004$	△ 0.001		
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	$A \times 0.006$	△ 0.002		
		階数が3以上のもの		$A \times 0.010$	$A \times 0.007$	△ 0.003		
その他のもの	$A \times 0.033$	$A \times 0.025$	△ 0.008					
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架道路の路面下		占用面積1㎡につき1年	$A \times 0.016$	$A \times 0.015$	△ 0.001	被災者のための応急仮設建築物	
	上空に設けるもの			$A \times 0.023$	$A \times 0.022$	△ 0.001		
	その他			$A \times 0.033$	$A \times 0.031$	△ 0.002		
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1㎡につき1年	$A \times 0.033$	$A \times 0.025$	△ 0.008	自転車等駐車器具		

※Aは、近傍類似の土地の時価(固定資産税路線価(評価額))